

「(仮称)世田谷区良好な生活環境の保全に関する条例」の
素案について

(付議の要旨)

いわゆる「ごみ屋敷」の対策にあたり、対応の根拠となる「(仮称)世田谷区良好な生活環境の保全に関する条例」素案を取りまとめたので報告する。

1 主 旨

本年4月に「専門家会議」を設置し、会議で出されたご意見等を踏まえ、条例化に向けて庁内で詳細な検討を進めているが、このたび、「(仮称)世田谷区における良好な生活環境の保全に関する条例」素案を取りまとめたので報告する。

2 ごみ屋敷対策における専門家会議での主な意見

- 「ごみ屋敷」の居住者は、判断能力や生活意欲が低下した人などが多い。
- ごみを一斉に片付けた場合、居住者の生活環境が急変するため、精神的な負担が大きく適当でない。徐々に減らすことが必要である。
- 事理弁識能力の欠ける者に対して、命令・行政代執行を行うことは法的に難しい。
- 地域住民の生活環境が損なわれている状況もあるので、状況を改善するために何らかの規定が必要。

3 条例整備の基本となる考え方

専門家会議での意見を踏まえ、条例整備の基本となる考え方を以下のとおり整理した。

- 建物等の適正な管理は、所有者や居住者等の責任において行う。
- ごみ屋敷の改善に向けては、居住者の心身の状況を踏まえ、本人の理解を得ながら解決する。
- ごみ屋敷発生の背景等を踏まえ、居住者及び地域住民への「支援」により解決を図る。
- やむを得ない事情等により、居住者自らによる改善が進まない場合は、区が代わって措置を行う。
- 地域住民の生活環境への悪影響を看過することができないときは、区が必要な措置を行う。

4 条例素案の内容について（全文、別紙参照）

- 目的、定義
- 居住者等の責務、区の責務
- 関係機関との連携に関する規定
- 立入調査、居住者情報の利用に関する規定
- 建物等の不良状態の判断に関する規定
- 指導・勧告に関する規定
- 必要な措置に関する規定
- 居住者等に対する支援、地域住民に対する支援に関する規定
- 審査会の設置及び運営に関する規定

5 今後の予定

平成27年9月 4日	環境・空き家等対策特別委員会（条例素案報告）
〃 9～10月	パブリックコメントの実施
平成28年1月14日	政策会議（条例案報告）
〃 2月上旬	環境・空き家等対策特別委員会 （パブリックコメント結果報告、条例案報告）
〃 2月下旬	区議会第1回定例会に条例提案